

老人福祉法に基づく措置に係る要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は、施設サービスを利用することが困難な者に対して措置を行い、介護サービスの提供を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱における、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は、施設サービスを利用することが困難な者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する者がいない者。
- (2) 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は、無視を受けること等により、本人の意思に反して指定居宅サービス又は、指定施設サービス契約が締結できない者。
- (3) その他、福祉事務所長が必要と認める者。

(措置によるサービス提供)

第3条 この要綱における、サービス提供は次の各号に該当するサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- (6) 小規模多機能型居宅介護

(措置の決定)

第4条 福祉事務所長は、要綱第2条に定める対象者を発見した場合、若しくは関係機関等から通報を受けた場合は、「高齢者台帳(第2号様式)」等により高齢者の状態、状況等について調査を行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項に基づく調査により、要綱第2条の要件に該当する場合には、「措置決定伺(老人福祉法施行規則第3号様式)」により、職権による決定を行い、「措置決定通知書(第1号様式)」により通知するものとする。

(要介護認定の実施)

第5条 福祉事務所長は、前条により措置の決定を行った者(以下「対象者」という。)が、介護保険法による要介護認定を受けていない場合には、職権により要介護認定を実施するものとする。

(サービス提供の依頼)

第6条 福祉事務所長は、措置により要綱第3条によるサービスの提供を行う場合には、介護保険法による指定事業者及び基準該当事業者にサービス提供の依頼を行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項に基づきサービス提供の依頼をする際は、対象者の要介護度に応じて、「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を作成し、「サービス提供票」、「サービス提供票別表」、「高齢者台帳」の写し、及び「措置決定通知」の写しを事業者に送付することにより行うものとする。

(措置費用)

第7条 措置にかかる費用は、介護保険法の規定により定められた居宅サービスに係る費用及び施設サービスにかかる費用によるものとする。

(費用負担)

第8条 措置に係る費用のうち、9割は介護報酬からの給付とし、1割を対象者の自己負担とする。

2 対象者の自己負担分については、川崎市がサービス事業者に支払うものとし、対象者は、福祉事務所長の決定に基づき、その費用を川崎市に納入するものとする。

(自己負担分の費用徴収)

第9条 福祉事務所長は、対象者に納付書を送付することにより、費用を徴収する。

(自己負担分の費用の免除)

第10条 福祉事務所長は、次の各号に定める場合は、費用を徴収しないことができる。

- (1) 生活保護法による被保護世帯に属する者。
- (2) 介護保険法に準じ、災害その他の特別な事情により、利用料の支払いが困難であると福祉事務所長が認める者。
- (3) その他、福祉事務所長が利用料の徴収が困難であると認めた者。

(地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度との連携)

第11条 この要綱に規定する措置を行った場合については、介護保険法に規定する居宅サービス契約又は、施設サービス契約を締結できるようにするため、必要に応じて地域福祉権利擁護事業との連携、及び成年後見制度の活用を図るものとする。

(措置の変更、廃止)

第12条 措置の変更、廃止を行う場合には、「措置決定伺」により行うものとする。

2 前項により、変更した場合には、措置開始時に準じた手続きを行うものとする。

3 廃止は、次の各号に該当する場合に実施するものとする。

- (1) 対象者の法定後見人が選定され、契約により介護保険上のサービス給付を受けられるようになったとき。
- (2) 施設入所等により家族からの虐待等の状態から離脱し、サービス事業者との契約を締結したとき。
- (3) その他、福祉事務所長が必要と認めたとき。

(給付管理事務)

第13条 福祉事務所長は、対象者のサービス提供状況について、事業者との連携を図りながら、給付の管理を行うものとし、毎月5日までに、サービス利用票及びサービス利用票別表を作成する。

2 前項の実績を確認し、サービス提供票及びサービス提供票別表に基づく実績データの入力を、行うものとする。

3 健康福祉局介護保険課は、入力されたデータを、伝送により県国民健康保険団体連合会に通知する。

4 事業者は、サービス内容に変更が生じた場合には、福祉事務所長に必ず連絡するとともに、変更の有無にかかわらず、毎月、実績について「サービス提供票別表」等を提出することにより報告するものとする。

5 事業者は、福祉事務所との連携を図りながら、介護報酬の請求を行うものとする。

(措置費の請求)

第14条 事業者は、措置に係る費用のうち、介護報酬請求分を除く費用については、「措置費請求書(第4号様式)」及び「サービス提供票別表」により、健康福祉局高齢者事業推進課に請求するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別途、健康福祉局長が定めるものとする。

(附 則)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。